

## 博多港開発株式会社の事務事業から暴力団を排除する措置のための要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「博多港開発株式会社が暴力団排除措置を講じるための連携に関する協定書」(以下「協定書」という。)第3条に基づき、博多港開発株式会社(以下「当社」という。)が暴力団排除措置を講ずるために必要な作業手順及び具体的排除方法等を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 役員 当社定款第32条に規定する常勤の取締役

同第34条に規定する常勤の相談役、顧問

同42条に規定する常勤の監査役

その他社外の取締役、監査役をいう。

(2) 社員 当社就業規程第2条に定める社員をいう。

(3) 暴力団排除措置 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。)

第6条に規定する措置に準じて行う措置をいう。

(4) 暴力団 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。

(5) 暴力団員 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。

(6) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

次に掲げるものをいう。

ア 暴力団員が経営に事実上参加している事業者

イ 暴力団員の親族等が代表取締役を務めているが、当該暴力団員が実質的に運営している事業者

ウ 暴力団員であることを知りながら、当該暴力団員を雇用・使用している者(事業者を含む。)

エ 暴力団員であることを知りながら、当該暴力団員と下請契約又は商取引に関わる契約等を締結している者(事業者を含む。)

オ 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者(事業者を含む。)

カ 暴力団(員)と社会的に非難される関係を有している者(事業者を含む。)

(7) 排除対象者

上記(4)から(6)に該当するものをいう。

(8) 事務事業

当社が実施する定款第2条各号に規定する事業(以下「当社事務事業」という。)をいう。

(9) 暴力団を利する

当社事務事業を通して暴力団にとって有益な行為により、暴力団の組織の維持・拡大に資することをいう。

(役員及び社員の責務)

第3条 役員及び社員は、暴排条例第3条に定める基本理念を最大限理解及び尊重し、当社事務事業からの暴力団排除を徹底して推進しなければならない。

(福岡市との連携)

第4条 暴力団排除措置の実施にあたり、必要な場合は協定書第8条に基づき、福岡市と十分な連携・協議を行うものとする。

(具体的な排除方法)

第5条 暴力団排除措置を講ずるために必要な作業手順及び具体的排除方法等は以下の各号に定めるとおりとする。

(1) 登録業者との契約事務

- ア 競争入札参加資格申請時に事業者の代表者及び役員等が暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるか照会する。また、事業者の代表者及び役員等に変更があった場合も同様に照会する。
- イ 福岡市からの回答で、事業者の代表者又は役員等が排除対象者であることが判明した場合は、競争入札参加資格を認定しない、又は認定していた事業者は、認定を取り消す。
- ウ 所管局等から登録業者が排除対象者であるとの情報提供があった場合は、福岡市と協議し、当該登録業者を、速やかに、登録の解除等の必要な措置を講じる。
- エ 上記に該当する登録業者との間に履行中の契約がある場合には、契約を解除するなど必要な措置を講じる。

(2) 登録業者以外との契約事務

- ア 相手方の言動等により、排除対象者であることが疑わしいときは、その都度、福岡市に照会し、当該相手方が排除対象者であった場合は、契約を解除するなど必要な措置を講じる。
- イ 所管局等から、契約の相手方が排除対象者であるとの情報提供があった場合には、福岡市と協議し、当該契約を解除するなど必要な措置を講じる。

(3) 当社が所有する施設の利用許可等

- ア 申請者の言動、利用目的等を勘案し、「暴力団の利益になる利用」の可能性(疑義)がある場合は、福岡市と協議する。
- イ 協議の結果、「暴力団の利益になる利用」との判断がなされた場合は、必要な措置を講じる。
  - ※ 利用者登録、利用規約、利用の手引き、利用申請書等に「暴力団の利益となる利用は不許可とする」「利用の決定にあたり、警察に照会する場合がある。」などと明記する。
  - ※ 暴力団の利益になる施設の利用例
    - (1) 会議室・ホール等を利用した脱法行為の研究会の開催
    - (2) ホール等を利用した襲名披露式等の開催
    - (3) 対立抗争からの避難場所としての宿泊施設等の利用

- (4) 麻薬の海上取引等、船舶による違法行為目的の港湾施設・マリーナ等の係留施設の利用
- (5) 収益金が暴力団の活動資金となるような、ホール等を利用した興業、物品販売等の開催
- (6) 上記実施のための有料駐車場等の利用

(4) 「福岡市の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」に特段の定めがない場合であっても、当社事務事業から暴力団及び暴力団員を排除するために必要な場合は、暴排条例の主旨を踏まえ、最も効果的と思われる措置を実施するものとする。

(5) 排除の例外

災害時等緊急を要する場合で、排除措置をとることにより当社事務事業が遅延又は支障をきたすと判断される事務事業

(6) 前各号に定める福岡市への照会及び協議等の結果、当該登録業者等が排除対象者であった場合の認定の取消し等に係る事務処理は、各グループと連携を取り、総務グループにて行うものとする。

(既に暴力団排除を実施してきた当社事務事業に対する措置)

第6条 発注工事など当社事務事業については、従来から実施している排除措置を徹底するとともに、必要に応じて、本要綱を参考に排除措置を強化する。

(委任)

第7条 この要綱の実施について必要な事項は、総務グループ部長が別に定める。

(その他)

第8条 本要綱は、福岡市の暴排条例制定を機に、当社が暴力団を利することがないように、暴力団排除措置を講じるために必要な作業手順及び具体的排除方法等を定めたものであり、より積極的に暴力団排除を行うことを妨げるものではない。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。